

四日市市告示第 623 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 10 月 25 日

四日市市長 森 智広

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり

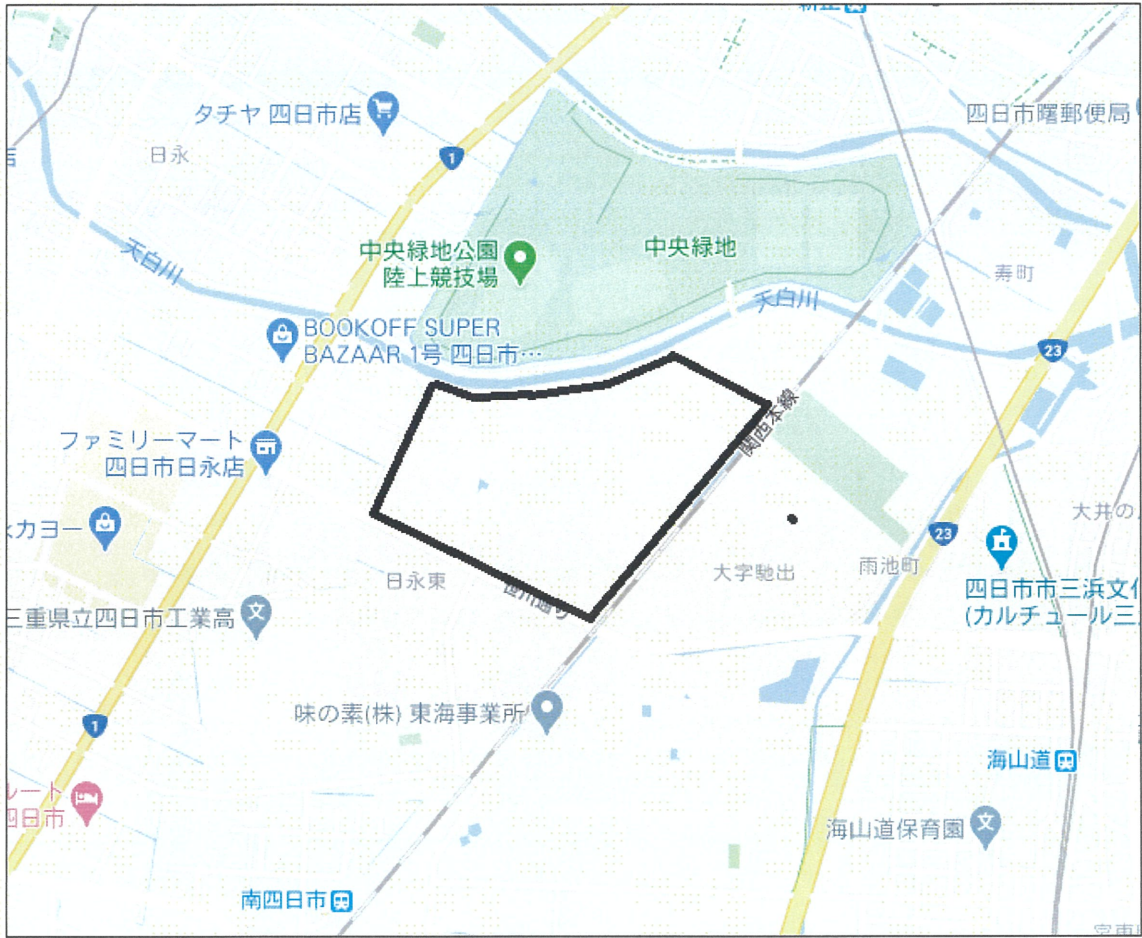
（三重県四日市市日永東二丁目 1280 番の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令告示第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

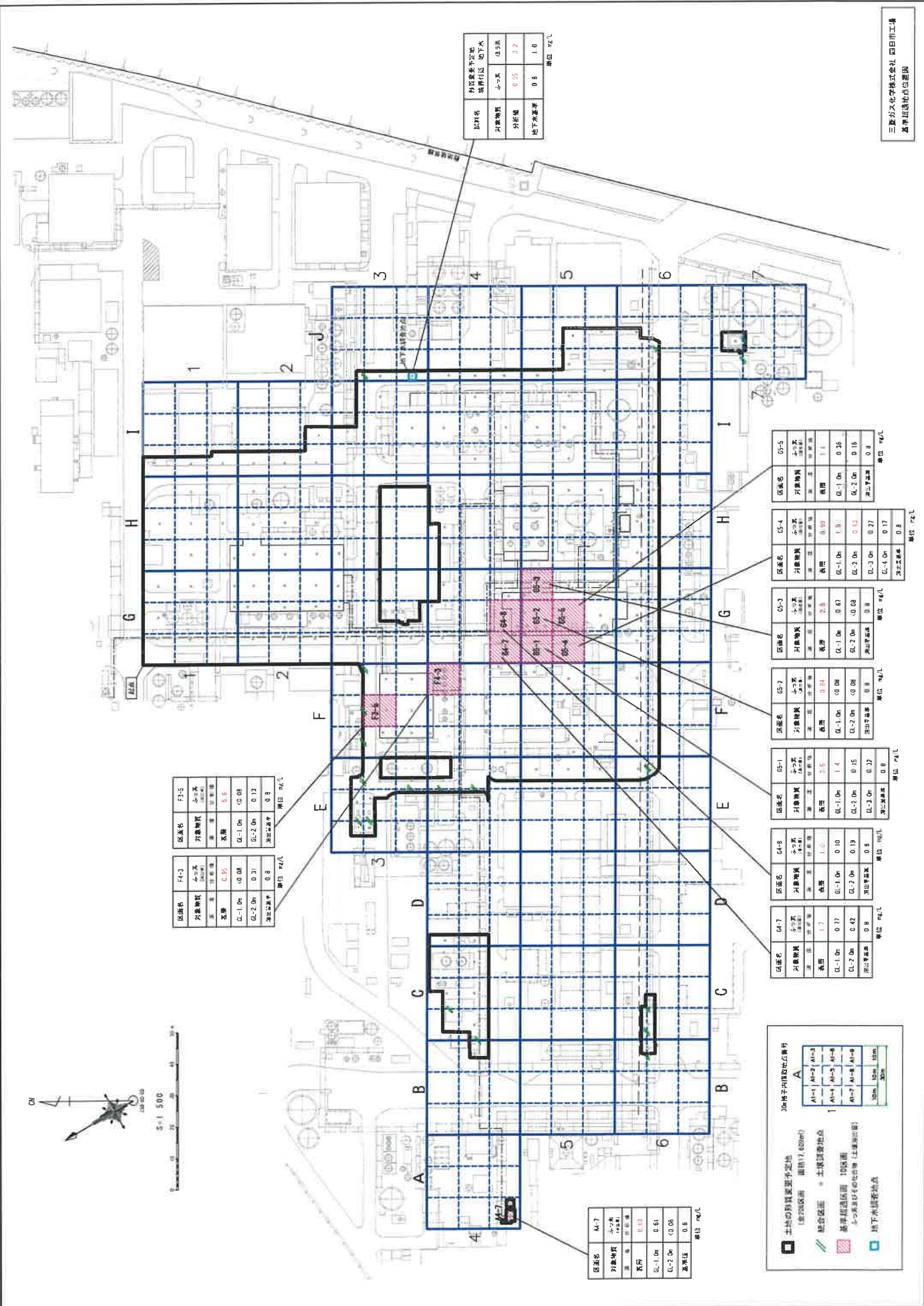
ふっ素及びその化合物

（環境部環境政策課）

三菱瓦斯化学株式会社 四日市工場（付近図）



三慶化学工業株式会社 四日市工場
 基準値超過地点位置図



区画名	F4-3	F3-5
対象物質	マンガン	マンガン
基準	0.95	5.6
測定値	<0.08	<0.08
測定位置	GL-1.0m	GL-2.0m
測定日時	0.11	0.13
測定結果	0.8	0.8

単位 mg/L

区画名	F4-3	F3-5
対象物質	マンガン	マンガン
基準	0.95	5.6
測定値	<0.08	<0.08
測定位置	GL-1.0m	GL-2.0m
測定日時	0.11	0.13
測定結果	0.8	0.8

単位 mg/L

区画名	A1-7
対象物質	マンガン
基準	0.95
測定値	0.61
測定位置	GL-2.0m
測定結果	0.8

単位 mg/L

区画名	G4-7	G4-8	G5-1	G5-2	G5-3	G5-4	G5-5
対象物質	マンガン	マンガン	マンガン	マンガン	マンガン	マンガン	マンガン
基準	1.7	1.5	2.5	0.64	2.5	0.99	1.1
測定値	0.77	0.10	1.4	<0.08	0.61	1.1	0.36
測定位置	GL-1.0m	GL-2.0m	GL-1.0m	GL-2.0m	GL-1.0m	GL-1.0m	GL-1.0m
測定日時	0.8	0.8	0.15	0.11	0.08	0.13	0.16
測定結果	0.8	0.8	0.77	0.11	0.08	0.13	0.16

単位 mg/L

30m格子内埋設位置番号

A1-1	A1-2	A1-3
A1-4	A1-5	A1-6
A1-7	A1-8	A1-9
30m	30m	30m

□ 土地の汚染調査予定地 (検出区域) 埋設位置 (30m)
 ● 検出地点 ● 土壌調査地点
 ● 基準値超過 (10%未満) ● マンガン以外の検出物 (土壌調査時)
 □ 地下水調査地点